奈良県告示第二百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年十月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難なはかり	御所市	十一月九日（火）	午前十時から午後四時まで	運搬が困難なはかりの所在場所
	香芝市	十一月十五日（月）	午前十時から午後三時まで	
		十一月十六日（火）		
運搬が困難なはかり以外の特定計量器	御所市	十一月十日（水）	午前十一時から正午まで	葛公民館
			午後一時三十分から午後三時まで	奈良県農業協同組合葛城支店
		十一月十一日（木）	午前十一時から正午まで	吐田郷生産森林組合
			午後一時三十分から午後三	奈良県農業協同組合御所大正支店

	十一月十二日（金）	午前十時から正午まで	御所市役所
		午後一時から午後三時まで	
香芝市	十一月十七日（水）	午前十時から正午まで	香芝市役所庁舎南側車庫
		午後一時から午後三時まで	
	十一月十八日（木）	午前十時から正午まで	
		午後一時から午後三時まで	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。